

# 一宮市持続化給付金

市では新型コロナウイルス感染拡大により、営業自粛等大きな影響を受けた市内事業者のうち、国の「持続化給付金」の対象とならない事業者(売上が対前年同月比 30%以上 50%未満の事業者)の皆さんを対象に、一宮市独自の給付金を支給します。

## 給付額

法人は10万円まで、個人事業者は8万円まで

※ただし昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

### 売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲30%~50%未満の月の売上×12ヶ月)

## 給付の要件

新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年1月~12月のいずれかの月の売上が前年同月比で30%以上50%未満減少していること。

## 対象となる事業者

次のすべてに該当する法人、個人事業者が対象になります。

1. 法人の場合は、一宮市内に本社、本店など主たる事業所を置いていること。  
個人事業者の場合は、主に一宮市内で事業を行っていること。
2. 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。
3. 2019年以前から事業による事業収入を得ており、今後も事業を継続する予定であること。
4. 確定申告等を行っていること。

### ※注意事項

- ・国が実施する「持続化給付金」の申請・給付を受けた事業者は申請できません。  
一宮市持続化給付金を受け取った後、業況悪化等により国の持続化給付金の給付を受けた場合は、一宮市持続化給付金の返還が必要になります。
- ・1事業者につき、申請は1回限りとします。
- ・宗教活動や政治活動など、給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと判断した場合は対象になりません。

### 問合せ先

一宮市 経済部 商工観光課 一宮市持続化給付金担当

電話0586-85-7436(ダイヤルイン) 平日9時~17時(12時~13時を除く)

## 申請方法

「一宮市持続化給付金交付申請書」に記入の上、下記の書類の写しを添えて、提出してください。  
(感染拡大を防ぐため、原則、郵送による提出とします。)申請書等は市のホームページからダウンロードしてください。【提出期限:令和3年1月15日当日消印有効】

### 添付書類

#### 【法人】

|   |                     |   |
|---|---------------------|---|
| ① | 前年度の売上の状況を示した書類     | 確定申告書別表一<br>法人事業概況説明書                               |
| ② | 2020年分の対象月の売上を示した書類 | 対象月の売上台帳 など<br>※対象月が明確に記載してあること                     |
| ③ | 事業所の所在地や事業内容を記載した書類 | 登記事項証明書、会社概要 など                                     |
| ④ | 給付金の振込先の金融機関を確認する書類 | 申請者名義の通帳の写し(金融機関名、支店番号、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人が確認できること) |
| ⑤ | 誓約書                 | 誓約書   |
| ⑥ | 提出書類一覧              | 提出書類一覧表   |

#### 【個人事業者】

|   |                     |  |
|---|---------------------|--|
| ① | 前年の売上の状況を示した書類      | ●青色申告<br>確定申告書第一表<br>所得税青色申告決算書<br>●白色申告<br>確定申告書第一表   |
| ② | 2020年分の対象月の売上を示した書類 | 対象月の売上台帳 など<br>※対象月が明確に記載してあること  |
| ③ | 事業所の所在地や事業内容を記載した書類 | 開業届、営業許可証 など   |
| ④ | 給付金の振込先の金融機関を確認する書類 | 申請者名義の通帳の写し(金融機関名、支店番号、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人が確認できること)  |
| ⑤ | 本人確認書               | 運転免許証(両面)、マイナンバーカード(オモテ面のみ)、在留カード(両面) など<br>※いずれも申請を行う月において有効なものであり、記載された住所が申請書の住所と同一のものに限る。 |
| ⑥ | 誓約書                 | 誓約書  |
| ⑦ | 提出書類一覧              | 提出書類一覧表  |

### 送付先

〒491-8501 (住所不要)  
一宮市役所 商工観光課  
一宮市持続化給付金担当あて

※感染拡大を防ぐため、原則、郵送(簡易書留など郵便物を追跡できる方法)によるご提出にご協力ください。